

東 介 発 第 8 号
令 和 2 年 4 月 2 7 日

東京都知事
小池百合子 殿

公益社団法人 東京都介護福祉士会
会長 永嶋昌樹



新型コロナウイルス感染症の予防に関するお願い

平素より弊会の事業運営に対しまして多大なるご支援ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発出される中、令和2年4月24日付で厚生労働省各関係部局より、介護サービス事業所に対してサービス継続の要請（厚生労働省健康局結核感染症課他による令和2年4月24日付事務連絡）がなされました。東京都内の介護サービス事業所においてはこれを受け、現在もサービスを継続しているところ です。

しかしながら、大田区、中央区、渋谷区、江東区等で発生したこれまでの施設内感染の例を見るまでもなく、多くの高齢者・障害者の方々が利用する介護施設・事業所においては、それら利用者と介護業務等に従事する職員が新型コロナウイルスに感染するリスクが極めて高いといわざるをえません。区市町村によっては各行政に備蓄されているマスク・使い捨て手袋・消毒用アルコール等を、介護サービス事業所に優先的に提供している事例があるようですが、利用者と職員を守るこれらの物資は、現在でも不足している状況であることには変わりありません。前述の事務連絡文書において、「十分な感染防止対策を前提として」と明記されている条件を満たすことが困難な状況となりつつあります。また、一部の施設・事業所では、マスクの不足を補うために、職員やボランティアによる手作りの布マスクをやむなく代替使用していますが、施設のような閉鎖空間で使用する衛生資材としては必ずしも適切ではあるとはいえません。

介護福祉士をはじめとする介護施設・事業所の職員は、医療従事者と同様に、都民の生命と生活を守るために、人員不足が常態化する中で、自身や家族への感染に不安を抱きながらも、昼夜を問わず休みなく介護業務に従事しています。

つきましては、このような現状を斟酌いただき、「介護崩壊」となるような状況を招かないためにも、早急にマスク・使い捨て手袋・消毒用アルコール等の感染予防のために必要な物資の安定的な供給を図ることができると、特段のご配慮をお願い申し上げます。